

○映像信号及び音声信号の圧縮手順及び送出手順を定める件（平成二十六年総務省告示二百三十四号）の一部を改正する告示案  
 新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>1 (略)</p> <p>2 音声信号のうちPESパケット、同期パケット又はMT-Pパケットによるものの圧縮手順及び送出手順</p> <p>一 デジタル放送の標準方式第五条第一項、第四十四条及び第六十四条第二項第一号(第八十一条の三及び第八十四条において準用する場合を含む。)に規定する音声信号の圧縮手順及び送出手順については、別表第五号に示すとおりとする。</p> <p>二 デジタル放送の標準方式第二十四条の七及び第六十四条第二項第二号(第八十一条の三及び第八十四条において準用する場合を含む。)に規定する音声信号の圧縮手順及び送出手順については、別表第六号に示すとおりとする。</p> <p>三 デジタル放送の標準方式第七十二条に規定する音声信号の圧縮手順及び送出手順については、別表第七号に示すとおりとする。</p> <p>別表第一号～別表第四号 (略)</p> <p>別表第五号 デジタル放送の標準方式第五条第一項、第四十四条及び第六十四条第二項第一号(第八十一条の三及び第八十四条において準用する場合を含む。)に規定する音声信号の圧</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 音声信号のうちPESパケット、同期パケット又はMT-Pパケットによるものの圧縮手順及び送出手順</p> <p>一 デジタル放送の標準方式第五条第一項、第四十四条及び第六十四条第二項第一号(第八十一条の三及び第八十四条において準用する場合を含む。)に規定する音声信号の圧縮手順及び送出手順については、別表第五号に示すとおりとする。</p> <p>二 デジタル放送の標準方式第六十四条第二項第二号(第八十一条の三及び第八十四条において準用する場合を含む。)に規定する音声信号の圧縮手順及び送出手順については、別表第六号に示すとおりとする。</p> <p>三 デジタル放送の標準方式第七十二条に規定する音声信号の圧縮手順及び送出手順については、別表第七号に示すとおりとする。</p> <p>別表第一号～別表第四号 (略)</p> <p>別表第五号 デジタル放送の標準方式第五条第一項、第四十四条及び第六十四条第二項第一号(第八十一条の三及び第八十四条において準用する場合を含む。)に規定する音声信号の圧</p>

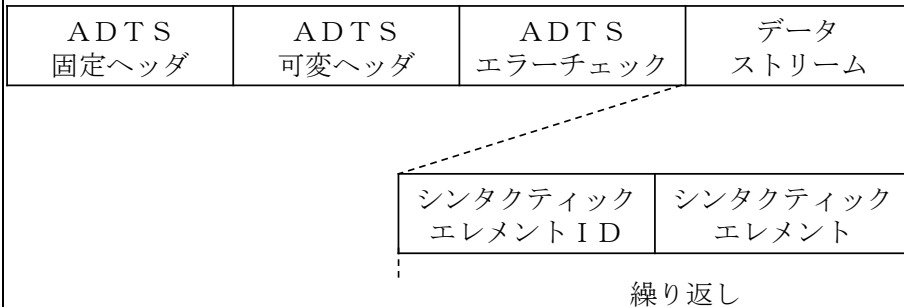
縮手順及び送出手順

(図略)

注1～3 (略)

- 4 符号化ビットストリームのチャンネルモードの最大値は、5チャンネル及び低域を強調する1チャンネルとする。ただし、デジタル放送の標準方式第5章第3節並びに第6章第4節及び第5節に定めるデジタル放送にあっては、その最大値を22チャンネル及び低域を強調する2チャンネルとする。
- 5 ビットストリームの構成は、ADTS形式については別記第1、LATM/LOAS形式については別記第2、その他の形式については別記第3のとおりとする。

別記第1 ADTSビットストリーム構成



注1 ADTS固定ヘッダは、同期及びISO/IEC 13818-7に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。ただし、デジタル放送の標準方式第4章に定めるデジタル放送（以下この別表において「移動受信用地上基幹放送」という。）にあっては、同期並びにISO/IE

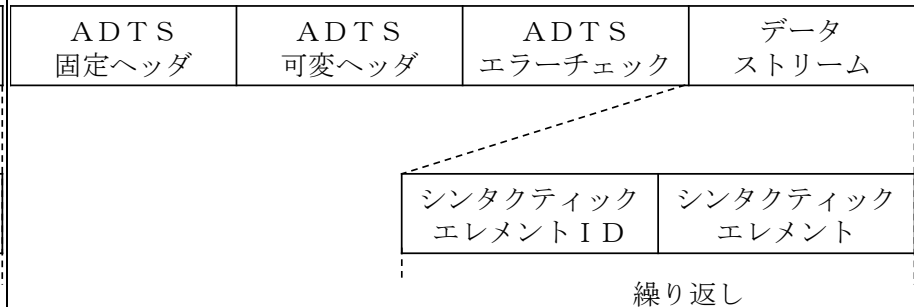
縮手順及び送出手順

(図略)

注1～3 (略)

- 4 符号化ビットストリームのチャンネルモードの最大値は、5チャンネル及び低域を強調する1チャンネルとする。ただし、デジタル放送の標準方式第5章第3節並びに第6章第4節及び第5節に定めるデジタル放送にあっては、その最大値を22チャンネル及び低域を強調する2チャンネルとする。
- 5 ビットストリームの構成は、ADTS形式については別記第1、LATM/LOAS形式については別記第2、その他の形式については別記第3のとおりとする。

別記第1 ADTSビットストリーム構成



注1 ADTS固定ヘッダは、同期及びISO/IEC 13818-7に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。ただし、デジタル放送の標準方式第4章に定めるデジタル放送（以下この別表において「移動受信用地上基幹放送」という。）にあっては、同期並びにISO/IE

C 13818-7、ISO/IEC 23003-1、ISO/IEC 14496-3、ISO/IEC 14496-3:2001/Amd 1 及び ISO/IEC 14496-3:2005/Amd 2:2006 に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。

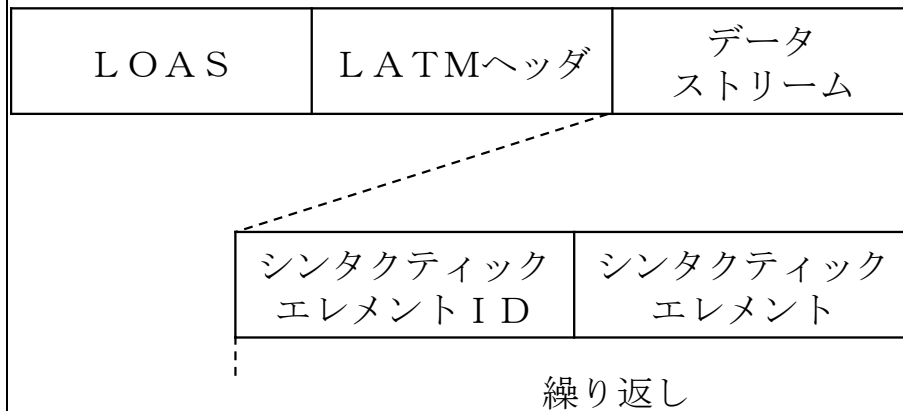
- 2 ADTS可変ヘッダは、ISO/IEC 13818-7 に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。ただし、移動受信用地上基幹放送にあつては、ISO/IEC 13818-7、ISO/IEC 23003-1、ISO/IEC 14496-3、ISO/IEC 14496-3:2001/Amd 1 及び ISO/IEC 14496-3:2005/Amd 2:2006 に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。
- 3 ADTSエラーチェックは、エラー検出情報により構成されるものとする。
- 4 データストリームは、ISO/IEC 13818-7 により符号化される音声データにより構成されるものとする。ただし、移動受信用地上基幹放送にあつては、ISO/IEC 13818-7、ISO/IEC 23003-1、ISO/IEC 14496-3、ISO/IEC 14496-3:2001/Amd 1 及び ISO/IEC 14496-3:2005/Amd 2:2006 により符号化される音声データにより構成されるものとする。
- 5 シンタクティックエレメントIDは、後に続くシンタクティックエレメントの種類又はデータストリームの終了を示すものとする。
- 6 シンタクティックエレメントは、ISO/IEC

C 13818-7、ISO/IEC 23003-1、ISO/IEC 14496-3:2001/Amd 1 及び ISO/IEC 14496-3:2005/Amd 2:2006 に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。

- 2 ADTS可変ヘッダは、ISO/IEC 13818-7 に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。ただし、移動受信用地上基幹放送にあつては、ISO/IEC 13818-7、ISO/IEC 23003-1、ISO/IEC 14496-3:2001/Amd 1 及び ISO/IEC 14496-3:2005/Amd 2:2006 に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。
- 3 ADTSエラーチェックは、エラー検出情報により構成されるものとする。
- 4 データストリームは、ISO/IEC 13818-7 により符号化される音声データにより構成されるものとする。ただし、移動受信用地上基幹放送にあつては、ISO/IEC 13818-7、ISO/IEC 23003-1、ISO/IEC 14496-3:2001/Amd 1 及び ISO/IEC 14496-3:2005/Amd 2:2006 により符号化される音声データにより構成されるものとする。
- 5 シンタクティックエレメントIDは、後に続くシンタクティックエレメントの種類又はデータストリームの終了を示すものとする。
- 6 シンタクティックエレメントは、ISO/IEC

13818-7 により符号化される音声データの各構成要素により構成されるものとし、ADTS可変ヘッダに記述された回数分繰り返されることとする。ただし、移動受信用地上基幹放送にあっては、ISO/IEC 13818-7、ISO/IEC 23003-1、ISO/IEC 14496-3、ISO/IEC 14496-3:2001/Amd 1 及びISO/IEC 14496-3:2005/Amd 2:2006 により符号化される音声データの各構成要素により構成され、ADTS可変ヘッダに記述された回数分繰り返されることとする。

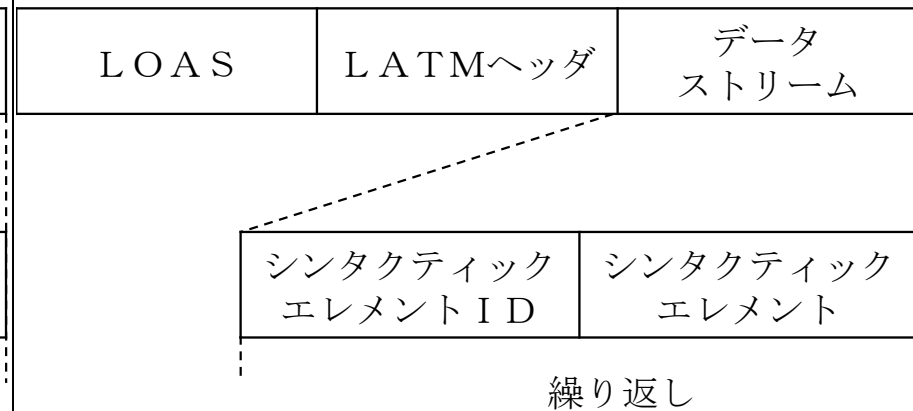
別記第2 LATM/LOASビットストリーム構成



- 注1 LOASは、同期及びISO/IEC 14496-3に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。
- 2 LATMヘッダは、ISO/IEC 14496-3に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。
- 3 データストリームは、ISO/IEC 14496-3により

13818-7 により符号化される音声データの各構成要素により構成されるものとし、ADTS可変ヘッダに記述された回数分繰り返されることとする。ただし、移動受信用地上基幹放送にあっては、ISO/IEC 13818-7、ISO/IEC 23003-1、ISO/IEC 14496-3:2001/Amd 1 及びISO/IEC 14496-3:2005/Amd 2:2006 により符号化される音声データの各構成要素により構成され、ADTS可変ヘッダに記述された回数分繰り返されることとする。

別記第2 LATM/LOASビットストリーム構成

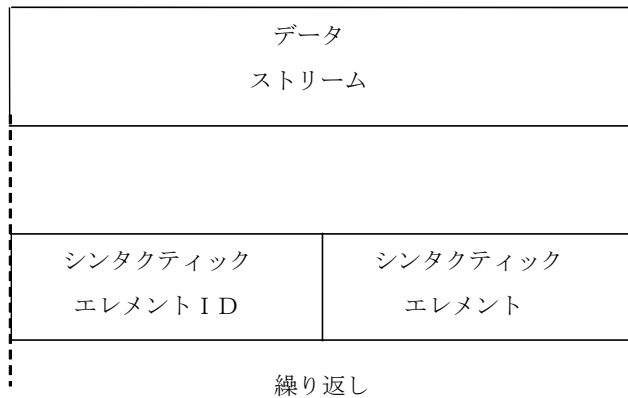


- 注1 LOASは、同期及びISO/IEC 14496-3に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。
- 2 LATMヘッダは、ISO/IEC 14496-3に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。
- 3 データストリームは、ISO/IEC 14496-3により

符号化される音声データにより構成されるものとする。

- 4 シンタクティックエレメントIDは、後に続くシンタクティックエレメントの種類又はデータストリームの終了を示すものとする。
- 5 シンタクティックエレメントは、ISO/IEC 14496-3により符号化される音声データの各構成要素により構成されるものとし、LATMヘッダに記述された回数分繰り返されることとする。

### 別記第3 その他の形式のビットストリーム構成

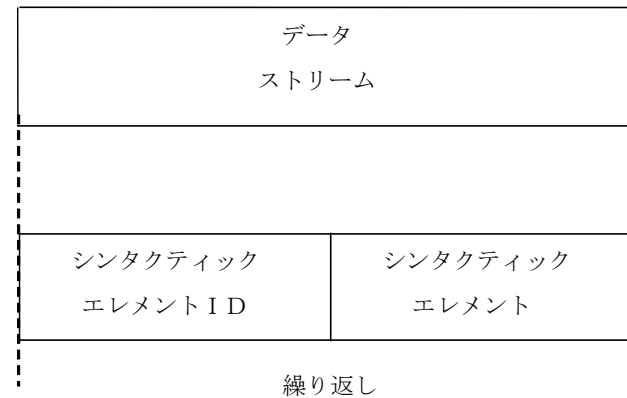


- 注1 データストリームは、ISO/IEC 14496-3により符号化される音声データにより構成されるものとする。
- 2 シンタクティックエレメントIDは、後に続くシンタクティックエレメントの種類又はデータストリームの終了を示すものとする。
- 3 シンタクティックエレメントは、ISO/IEC 14496

符号化される音声データにより構成されるものとする。

- 4 シンタクティックエレメントIDは、後に続くシンタクティックエレメントの種類又はデータストリームの終了を示すものとする。
- 5 シンタクティックエレメントは、ISO/IEC 14496-3により符号化される音声データの各構成要素により構成されるものとし、LATMヘッダに記述された回数分繰り返されることとする。

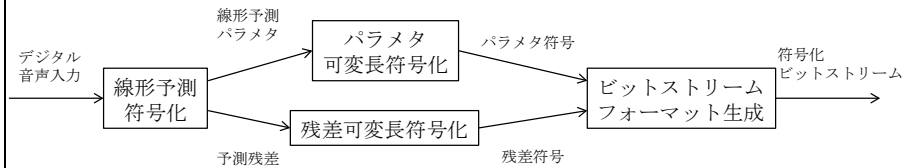
### 別記第3 その他の形式のビットストリーム構成



- 注1 データストリームは、ISO/IEC 14496-3により符号化される音声データにより構成されるものとする。
- 2 シンタクティックエレメントIDは、後に続くシンタクティックエレメントの種類又はデータストリームの終了を示すものとする。
- 3 シンタクティックエレメントは、ISO/IEC 14496

－ 3 により符号化される音声データの各構成要素により構成される。

別表第六号 デジタル放送の標準方式第二十四条の七及び第六十四条第二項第二号（第八十一条の三及び第八十四条において準用する場合を含む。）に規定する音声信号の圧縮手順及び送出手順



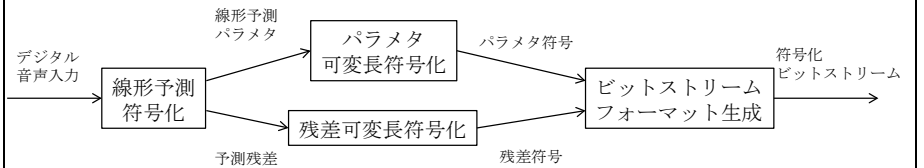
- 注1 線形予測符号化は、デジタル音声入力信号を分析し、線形予測パラメタと予測残差を算出する処理を示すものとする。
- 2 パラメタ可変長符号は、線形予測パラメタを可変長符号化し、パラメタ符号を算出する処理を示すものとする。
- 3 残差可変長符号化は、予測残差（入力値と予測値の差分値をいう。）を可変長符号化し、残差符号を算出するものとする。
- 4 ビットストリームフォーマット生成は、パラメタ符号と残差符号を組み合わせ、別記のと通りの符号化ビットストリームを算出する処理を示すものとする。

別記 ビットストリーム構成

符号化情報	パラメタ符号（可変長符号）	残差符号（可変長符号）
-------	---------------	-------------

－ 3 により符号化される音声データの各構成要素により構成される。

別表第六号 デジタル放送の標準方式第六十四条第二項第二号（第八十一条の三及び第八十四条において準用する場合を含む。）に規定する音声信号の圧縮手順及び送出手順



- 注1 線形予測符号化は、デジタル音声入力信号を分析し、線形予測パラメタと予測残差を算出する処理を示すものとする。
- 2 パラメタ可変長符号は、線形予測パラメタを可変長符号化し、パラメタ符号を算出する処理を示すものとする。
- 3 残差可変長符号化は、予測残差（入力値と予測値の差分値をいう。）を可変長符号化し、残差符号を算出するものとする。
- 4 ビットストリームフォーマット生成は、パラメタ符号と残差符号を組み合わせ、別記のと通りの符号化ビットストリームを算出する処理を示すものとする。

別記 ビットストリーム構成

符号化情報	パラメタ符号（可変長符号）	残差符号（可変長符号）
-------	---------------	-------------

注 符号化情報、パラメタ符号及び残差符号は、I S O / I E C 14496-3により規定されるオーディオロスレス符号化に従う。

別表第七号 (略)

注 符号化情報、パラメタ符号及び残差符号は、I S O / I E C 14496-3により規定されるオーディオロスレス符号化に従う。

別表第七号 (略)